

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第4号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（昭和47年岩手県規則第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p><u>（定義）</u></p> <p><u>第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>（1） 自家用広告物 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する屋外広告物（以下「広告物」という。）又はこれを掲出する物件をいう。</u></p> <p><u>（2） 公共目的広告物 公共的目的をもった道標若しくは案内図板その他の公共的目的をもった広告物又はこれらを掲出する物件をいう。</u></p> <p><u>（3） 案内誘導広告物 観光地、沿道サービス施設、事業所等（以下「観光地等」という。）に係る道標、案内図板等の広告物又はこれらを掲出する物件（公共目的広告物を除く。）をいう。</u></p> <p><u>（4） 電光表示広告物 発光又は照明の装置のある広告物又は広告物を掲出する物件のうち、当該装置により常時表示の内容を変化させることができるものをいう。</u></p> <p><u>（5） 特別自然景観地区 条例第6条第2項第1号又は第2号に掲げる地域又は場所（以下この項において「特別地域」という。）のうち、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定められた岩手県景観計画（以下この項において「景観計画」という。）において自然景観地区として定められたもの及びこれに準ずるものとして知事が指定するものをいう。</u></p> <p><u>（6） 特別農山漁村景観地区 特別地域のうち、景観計画において農山漁村景観地区として定められたもの及びこれに準ずるものとして知事が指定するものをいう。</u></p> <p><u>（7） 第1種特別市街地景観地区 特別地域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項又は第2項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区若しくは伝統的建造物群保存地区又は官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）第2条</u></p>

(屋外広告物等表示等許可申請書)

第2条 条例第4条第2項、第5条第3項又は第6条第1項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示等許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類(はり紙に係る許可申請書の場合には、意匠を示す図面)を添えて、屋外広告物(以下「広告物」という。)を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する地域又は場所を所管する広域振興局長(以下「局長」という。)に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(屋外広告物等表示等届出書)

第2条の2 条例第4条第3項、第5条第4項又は第6条第2項の規定に基づく届出は、屋外広告物等表示等届出書(様式第1号の2)により、前条各号に掲げる書類(はり紙に係る届出書の場合には、意匠を示す図面)を添えてしなければならない。

(禁止地域等において許可を受けて表示できる広告物等の基準)

第3条 条例第4条第2項第3号の規則で定める基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

(許可地域等において許可を受けないで表示できるはり紙の基準)

第4条 条例第6条第1項ただし書の規則で定める基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

(許可の基準)

第5条 条例第4条第2項又は第6条第1項の規定により許可をする場合の基準は、別表第3に掲げるとおりとする。

第4項に規定する一団地の官公庁施設のある地域に該当するものをいう。

(8) 第2種特別市街地景観地区 特別地域のうち、都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域、景観計画において市街地景観地区として定められた地域(同条第1項第1号に規定する用途地域が定められているもの及び第1種特別市街地景観地区を除く。)又はこれらに準ずるものとして知事が指定する地域に該当するものをいう。

(9) 第3種特別市街地景観地区 特別地域のうち、都市計画法第8条第1項又は第2項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域に該当するものをいう。

(屋外広告物等表示等許可申請書)

第2条 条例第5条第3項又は第6条第1項の規定による許可を受けようとする者は、屋外広告物等表示等許可申請書(様式第1号)に次に掲げる書類(はり紙に係る許可申請書の場合には、意匠を示す図面)を添えて、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する地域又は場所を所管する広域振興局長(以下「局長」という。)に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 前各号に掲げるもののほか、局長が必要と認める書類(屋外広告物等表示等届出書)

第2条の2 条例第5条第4項又は第6条第3項の規定に基づく届出は、屋外広告物等表示等届出書(様式第1号の2)により、前条各号に掲げる書類(はり紙に係る届出書の場合には、意匠を示す図面)を添えてしなければならない。

第3条から第5条まで 削除

(禁止物件における広告物の表示の許可の基準)

第5条の2 条例第5条第3項の規定により許可をする場合の基準は、別表第4に掲げるとおりとする。

(公共的目的を有する団体が届出をして表示できる広告物等の基準)

第5条の3 条例第4条第3項第2号、第5条第4項第2号及び第6条第2項第2号の規則で定める基準は、別表第5に掲げるとおりとする。

(禁止物件における広告物の表示の許可の基準)

第5条の2 条例第5条第6項において準用する条例第6条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 周囲の景観に調和したものであり、かつ、公共的目的をもって表示し、又は設置するものであること。

(2) 表示面積が、広告物を表示する物件の最大投影面積の2分の1以下であること。

(公共的目的を有する団体が届出をして表示できる広告物等の基準)

第5条の3 条例第5条第4項第2号及び第6条第3項第2号の規則で定める基準は、次条に規定する基準に適合するものであることとする。

(表示等の許可の基準)

第5条の4 条例第6条第2項の規則で定める基準は、別表第1に掲げるもののほか、次の各号に掲げる広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 第1種特別地域(条例第6条第2項第1号に掲げる地域又は場所をいう。)

ア 自家用広告物、公共目的広告物又は案内誘導広告物であること。

イ 別表第2に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 第2種特別地域(条例第6条第2項第2号に掲げる地域又は場所をいう。)

ア 自家用広告物、公共目的広告物又は案内誘導広告物であること。ただし、第2種特別市街地景観地区又は第3種特別市街地景観地区に表示され、又は設置される簡易広告物については、この限りでない。

イ 別表第3に掲げる基準に適合するものであること。

(3) 第1種市街地景観地区(条例第6条第2項第3号アに掲げる地域をいう。)

ア 自家用広告物、公共目的広告物又は案内誘導広告物であること。

イ 別表第4に掲げる基準に適合するものであること。

(4) 自然景観地区(条例第6条第2項第3号イに掲げる地域をいう。)

ア 自家用広告物、公共目的広告物又は案内誘導広告物であること。

イ 別表第5に掲げる基準に適合するものであること。

(5) 農山漁村景観地区(条例第6条第2項第3号ウに掲げる地域をいう。)

ア 自家用広告物、公共目的の広告物又は案内誘導広告物であること。

イ 別表第6に掲げる基準に適合するものであること。

(6) 第2種市街地景観地区(条例第6条第2項第4号に掲げる地域をいう。) 別表第7に掲げる基準に適合するものであること。

(7) 第3種市街地景観地区(条例第6条第2項第5号に掲げる地域をいう。) 別表第8に掲げる基準に適合するものであること。

2 複数の観光地等に係る案内誘導広告物(次条第9号に規定する建築物利用広告物又は同条第10号に規定する建植広告物等であるものに限る。)の表示面積又は最大投影面積の基準については、前項の規定にかかわらず、別表第2から別表第8までに掲げる数値に、別表第9の左欄に掲げる当該案内誘導広告物に係る観光地等の数に応じ当該右欄に定める数値を乗じて得た数値とする。

(許可の期間)

第5条の5 条例第5条第3項、第6条第1項又は第7条の2の規定による許可の期間は、次の各号に掲げる広告物の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) はり紙 1月以内

(2) はり札 木製のものにあつては6月以内、金属その他の耐久性のある材料(以下「金属等」という。)で作製されるもの(以下この条において「金属製等のもの」という。)にあつては3年以内

(3) 立看板 6月以内

(4) 広告柱 6月以内

(5) 電柱巻付広告物 3年以内

(6) 電柱そで看板 木製のものにあつては6月以内、金属製等のものにあつては3年以内

(7) 広告幕、広告旗及びのぼり 2月以内

(8) アドバルーン 1月以内

(9) 建築物利用広告物(広告板(建築物に添加されるものに限る。)、そで看板(建築物に取り付けられるものに限る。))及び屋上広告物並びにこれらに類するもので建築物に表示されるもの並びにこれらを掲出する物件をいう。以下同じ。) 木製のものにあつては6月以内、金属製等のものにあつては3年以内

(10) 建植広告物等(建植広告物、広告板(建築物に添加されるものを除く。))、そで看板(建築物に取り付けられるものを除く。))及びアーチ広告物並びにこれらに類するも

(適用除外の基準)

第6条 条例第7条第1項第3号及び第5号、第2項第1号から第3号まで及び第7号並びに第3項第1号及び第2号の規則で定める基準は、別表第6に掲げるとおりとする。

(屋外広告物等表示等許可期間更新申請書)

第7条 条例第8条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、許可の期間満了の日の2週間前までに、屋外広告物等表示等許可期間更新申請書(様式第2号)に次に掲げる書類及び写真を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第4号に規定する書類
- (2) [略]
- (3) 当該広告物又は広告物を掲出する物件の写真(申請前1月以内に撮影した手札判の天然色写真で、裏面に撮影年月日を記入したもの)

2 [略]

(屋外広告物等変更等許可申請書)

第8条 条例第9条第1項の規定により広告物又は広告物を掲出する物件の変更又は改造の許可を受けようとする者は屋外広告物等変更等許可申請書(様式第3号)に第2条第2号及び第3号に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(景観保全型広告整備地区において届出を要する広告物等の規模)

第19条 条例第16条の5の規則で定める規模は、別表第7に掲げるとおりとする。

(管理する者の設置を要しない広告物等)

第20条 条例第16条の10第1項ただし書の規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件は、別表第3の2の許可期間が1月以内、2月以内若しくは6月以内とされている広告物又は広告物を掲出する物件とする。

(資格を有する管理する者等)

第21条 条例第16条の10第2項の規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件は、高さが4メートルを超え、かつ、表示面積が10平方メートルを超えるもの(条例第4条第2項第1号に掲げる広告物又はこれを掲出する物件を除く。)とする。

。

2 [略]

の並びにこれらを掲出する物件をいう。以下同じ。) 木製のものにあつては6月以内、金属製等のものにあつては3年以内

(適用除外の基準)

第6条 条例第7条第1項第3号、第5号、第7号及び第8号並びに第2項第1号、第5号及び第6号の規則で定める基準は、別表第10に掲げるとおりとする。

(屋外広告物等表示等許可期間更新申請書)

第7条 条例第8条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、許可の期間満了の日の2週間前までに、屋外広告物等表示等許可期間更新申請書(様式第2号)に次に掲げる書類及び写真を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号及び第4号に掲げる書類
- (2) [略]
- (3) 当該広告物又は広告物を掲出する物件の写真(申請前1月以内に撮影した天然色写真で、撮影年月日を記入したもの)

2 [略]

(屋外広告物等変更等許可申請書)

第8条 条例第9条第1項の規定により広告物又は広告物を掲出する物件の変更又は改造の許可を受けようとする者は、屋外広告物等変更等許可申請書(様式第3号)に第2条第2号、第3号及び第5号に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(景観保全型広告整備地区において届出を要する広告物等の規模)

第19条 条例第16条の5の規則で定める規模は、表示面積2平方メートルとする。

(管理する者の設置を要しない広告物等)

第20条 条例第16条の10第1項ただし書の規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件は、第5条の5に定める許可の期間が1月以内、2月以内又は6月以内とされている広告物又は広告物を掲出する物件とする。

(資格を有する管理する者等)

第21条 条例第16条の10第2項の規則で定める広告物又は広告物を掲出する物件は、高さが4メートルを超え、かつ、表示面積が10平方メートルを超えるもの(自家用広告物を除く。)とする。

2 [略]

<p>(屋外広告業登録申請書)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第18条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書及び定款の写し</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>(屋外広告業登録申請書)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第18条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>4・5 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第1から別表第7までを次のように改める。

別表第1 (第5条の4関係)

共通許可基準

1 広告物等一般

- | |
|--|
| <p>(1) 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が良好な景観の形成若しくは風致の維持を妨げ、又はそのおそれのあるものでないこと。</p> <p>(2) 倒壊又は落下のおそれのないこと。</p> <p>(3) 信号機又は道路標識と類似し、又はこれらの効用を妨げ、若しくはそのおそれのあるものでないこと。</p> <p>(4) 道路の交通の安全を阻害し、又はそのおそれのあるものでないこと。</p> <p>(5) 岩手の景観の保全と創造に関する条例(平成5年岩手県条例第35号)第18条第1項の規定に基づき登録された優れた景観を眺望できる地点から眺望できる優れた景観の保全に支障を及ぼすものでないこと。</p> <p>(6) 広告を表示しない面及び脚部で望見可能な部分が塗装されたものであること。</p> <p>(7) ネオン・サイン、イルミネーションその他の発光し、又は照明する装置のある広告物又は広告物を掲出する物件にあっては、踏切、信号機、主要な交差点(幅員8メートル以上の道路が相互に交差する三差路以上の交差点をいう。以下同じ。)の角、道路標識(主要な交差点の角から10メートル以内にあるものに限る。)及びカーブミラー(以下「踏切等」という。)からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物又は建築物利用広告物(簡易広告物であって建築物に表示されるものを含む。)については、この限りでない。</p> |
|--|

2 広告物種類別

種類	基準
はり紙	紙、布、ビニール等を使用して作製されたものであって、建築物その他の物件(以下「建築物等」という。)に貼り付けられるものであること。
はり札	木又は金属等を使用して作製されたものであって、建築物等に添加されるもの(表示面積が0.2平方メートル以下のものに限る。)であること。
立看板	建築物等に立て掛けられるもの及びこれに類するものであること。
広告柱	柱状又は塔状のものであって、土地又は建築物等に固定されない構造のものであること。
電柱巻付広告物	金属等を使用して作製されたものであって、電柱、街灯柱等に巻き付けられるもの(はり札に該当するものを除く。)であること。
電柱そで看板	木又は金属等を使用して作製されたものであって、電柱、街灯柱等に取り付けられる突出状のものであること。

広告幕、広告旗及びのぼり	布、網等を使用して作製されたものであって、幕、旗、のぼりその他これらに類する形態のものであること。
アドバルーン	気球を利用して表示されるものであること。
アーチ広告物	金属等を使用して作製されたものであって、道路を横断して設置されるものであること。
広告板	木又は金属等を使用して作製されたものであって建築物等に添加されるもの及びこれに類するもの（はり札に該当するものを除く。）であること。
そで看板	木又は金属等を使用して作製されたものであって建築物等に取り付けられる突出状のもの及びこれに類するもの（電柱そで看板に該当するものを除く。）であること。
建植広告物	木又は金属等を使用して作製されたものであって土地に固定されるもの（柱状又は塔状のものを含む。）及びこれに類するものであること。
屋上広告物	建築物の屋上に固定されるもの（柱状又は塔状のものを含む。）及びこれに類するものであること。

別表第2（第5条の4関係）

第1種特別地域許可基準

- 1 簡易広告物（はり紙、はり札、立看板、広告柱、電柱巻付広告物、電柱そで看板、広告幕、広告旗、のぼり及びアドバルーン並びにこれらを掲出する物件をいう。以下同じ。）

種類	基準
はり紙	<p>(1) 表示面積が2平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 同一内容のはり紙を表示する場合における当該はり紙相互間の距離が、これらのはり紙の表示面積の合計が1平方メートル以下の場合にあつては2メートル以上、1平方メートルを超える場合にあつては3メートル以上であること。</p> <p>(3) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)及び(2)に掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 条例第6条第2項第1号から第3号までに掲げる地域又は場所（第2種特別市街地景観地区及び第3種特別市街地景観地区を除く。）において許可を受けて表示され、又は設置されている案内誘導広告物（簡易広告物であるものに限る。）の数及び当該案内誘導広告物と同一内容を表示する申請に係る案内誘導広告物の数の合計（以下「案内誘導簡易広告物の合計数」という。）が6以内であること。</p>
はり札	<p>(1) 同一内容のはり札を表示する場合は、当該はり札相互間の距離が1メートル以上であること。</p> <p>(2) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)に掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導簡易広告物の合計数が6以内であること。</p>
立看板及び広告柱	<p>(1) 最大投影面積が2平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 高さが3メートル以下であること。</p> <p>(3) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。</p> <p>(4) 倒伏するおそれのないものであること。</p> <p>(5) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p>

	<p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導簡易広告物の合計数が6以内であること。</p>
電柱巻付広告物	<p>(1) 上下の長さが1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 最下端の高さが1.2メートル以上であること。</p> <p>(3) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。</p> <p>(4) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(3)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導簡易広告物の合計数が6以内であること。</p>
電柱そで看板	<p>(1) 上下の長さが1.2メートル以下であること。</p> <p>(2) 電柱、街灯柱等からの出幅が0.5メートル以下であること。</p> <p>(3) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。</p> <p>(4) 同一の電柱、街灯柱等に同一種類のものが2以上表示され、又は設置されるものでないこと。</p> <p>(5) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導簡易広告物の合計数が6以内であること。</p>
広告幕、広告旗及びのぼり	<p>(1) 幅が1.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 道路を横断する広告幕にあつては、(1)に掲げるもののほか、踏切等からの距離が10メートル以上であること。</p> <p>(3) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)及び(2)に掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導簡易広告物の合計数が6以内であること。</p>
アドバルーン	<p>(1) 係留場所からの気球の高さが50メートル以下であること。</p> <p>(2) 電線、煙突その他の物件に接触するおそれのないものであること。</p> <p>(3) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)及び(2)に掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導簡易広告物の合計数が6以内であること。</p>

2 建築物利用広告物

地 区	基 準
特別自然景観地区	<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の15以下であること。</p> <p>(3) 最上端の高さが地上から15メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p>

	<p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 条例第6条第2項第1号から第3号までに掲げる地域又は場所(第3種特別市街地景観地区を除く。)において許可を受けて表示され、又は設置されている案内誘導広告物(建築物利用広告物又は建植広告物等であるものに限る。)の数及び当該案内誘導広告物と同一内容を表示する申請に係る案内誘導広告物の数の合計(以下「案内誘導建築物利用広告物等の合計数」という。)が6以内であること。</p>
<p>特別農山漁村景観地区</p>	<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 30平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の20以下であること。</p> <p>(3) 最上端の高さが地上から21メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p> <p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
<p>第1種特別市街地景観地区</p>	<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の25以下であること。</p> <p>(3) 最上端の高さが地上から21メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p> <p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
<p>第2種特別市街地景観地区</p>	<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 50平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建</p>

	<p>建築物の投影面積の100分の25以下であること。</p> <p>(3) 最上端の高さが地上から48メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p> <p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の2以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
第3種特別市街地 景観地区	<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 50平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の25以下であること。</p> <p>(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p> <p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の2以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>

3 建植広告物等

地区	基準
特別自然景観地区	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが地上から3メートル以下であること。</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道上に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。</p>

	<p>ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
<p>特別農山漁村景観地区</p>	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 地上から5メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 地上から3メートル以下</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。</p> <p>ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
<p>第1種特別市街地景観地区</p>	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 地上から5メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 地上から3メートル以下</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。</p> <p>ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
<p>第2種特別市街地景観地区</p>	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 20平方メートル以下</p>

	<p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 地上から5メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 地上から3メートル以下</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。</p> <p>ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
<p>第3種特別市街地 景観地区</p>	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 20平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 地上から10メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 地上から3メートル以下</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。</p> <p>ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>

別表第3（第5条の4関係）

第2種特別地域許可基準

1 簡易広告物

地区	種類	基準
<p>特別自然景観地区、特別農山漁村景観地区及び第1種特別市街地景観地区</p>		<p>別表第2の1の項に掲げる基準に適合するものであること。</p>

第2種特別市街地景観地区及び第3種特別市街地景観地区	はり紙	(1) 表示面積が2平方メートル以下であること。 (2) 同一内容のはり紙を表示する場合における当該はり紙相互間の距離が、これらのはり紙の表示面積の合計が1平方メートル以下の場合にあっては2メートル以上、1平方メートルを超える場合にあっては3メートル以上であること。
	はり札	同一内容のはり札を表示場合は、当該はり札相互間の距離が1メートル以上であること。
	立看板及び広告柱	(1) 最大投影面積が2平方メートル以下であること。 (2) 高さが3メートル以下であること。 (3) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。 (4) 倒伏するおそれのないものであること。
	電柱巻付広告物	(1) 上下の長さが1.5メートル以下であること。 (2) 最下端の高さが1.2メートル以上であること。 (3) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。
	電柱そで看板	(1) 上下の長さが1.2メートル以下であること。 (2) 電柱、街灯柱等からの出幅が0.5メートル以下であること。 (3) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。 (4) 同一の電柱、街灯柱等に同一種類のものが2以上表示され、又は設置されるものでないこと。
	広告幕、広告旗及びのぼり	(1) 幅が1.5メートル以下であること。 (2) 道路を横断する広告幕にあっては、(1)に掲げるもののほか、踏切等からの距離が10メートル以上であること。
	アドバルーン	(1) 係留場所からの気球の高さが50メートル以下であること。 (2) 電線、煙突その他の物件に接触するおそれのないものであること。

2 建築物利用広告物

地区	基準
特別自然景観地区	(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。 ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下 イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下 ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下 (2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の15以下であること。 (3) 最上端の高さが地上から15メートル以下であること。 (4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。 (5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。 (6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。 (7) 案内誘導広告物であるものにあっては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。 ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。

	<p>イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
<p>特別農山漁村景観地区</p>	<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 30平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの</p> <p>(ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 3.5平方メートル以下</p> <p>(イ) (ア)以外の地域 7平方メートル以下</p> <p>ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の20以下であること。</p> <p>(3) 最上端の高さが地上から21メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p> <p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
<p>第1種特別市街地景観地区</p>	<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの</p> <p>(ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 3.5平方メートル以下</p> <p>(イ) (ア)以外の地域 5平方メートル以下</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の25以下であること。</p> <p>(3) 最上端の高さが地上から21メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p> <p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
<p>第2種特別市街地景観地区</p>	<p>(1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの</p> <p>(ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 20平方メートル以下</p> <p>(イ) (ア)以外の地域 50平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの</p>

	<p>(ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 3.5平方メートル以下</p> <p>(イ) (ア)以外の地域 7平方メートル以下</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の25以下であること。</p> <p>(3) 最上端の高さが地上から48メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p> <p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の2以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
第3種特別市街地 景観地区	<p>(1) 表示面積が300平方メートル（都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域内にある特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第2条第2号に規定する特定大規模集客施設（以下「商業地域内特定大規模集客施設」という。）に係るものにあつては、400平方メートル）以下であること。</p> <p>(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の30以下であること。</p> <p>(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。</p> <p>(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。</p> <p>(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の2以下であること。</p> <p>(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p>

3 建植広告物等

地区	基準
特別自然景観地区	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下</p> <p>ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが地上から3メートル以下であること。</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メ</p>

	<p>ートル以上であること。</p> <p>ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
<p>特別農山漁村景観地区</p>	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの</p> <p>(ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 3.5平方メートル以下</p> <p>(イ) (ア)以外の地域 7平方メートル以下</p> <p>ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 地上から5メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの 地上から3メートル以下</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。</p> <p>ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
<p>第1種特別市街地景観地区</p>	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの</p> <p>(ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 3.5平方メートル以下</p> <p>(イ) (ア)以外の地域 5平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 地上から5メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの</p> <p>(ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 地上から3メートル以下</p> <p>(イ) (ア)以外の地域 地上から5メートル以下</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員</p>

	<p>8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。</p> <p>ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
<p>第2種特別市街地 景観地区</p>	<p>(1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 20平方メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの</p> <p>(ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 3.5平方メートル以下</p> <p>(イ) (ア)以外の地域 7平方メートル以下</p> <p>(2) 最上端の高さが、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの</p> <p>(ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 地上から5メートル以下</p> <p>(イ) (ア)以外の地域 地上から10メートル以下</p> <p>イ 案内誘導広告物であるもの</p> <p>(ア) 知事が指定した道路、鉄道、軌道又は索道からの距離が250メートル以内の地域 地上から3メートル以下</p> <p>(イ) (ア)以外の地域 地上から5メートル以下</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。</p> <p>(6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。</p> <p>ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。</p> <p>イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。</p> <p>ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。</p>
<p>第3種特別市街地 景観地区</p>	<p>(1) 表示面の最大投影面積が30平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 最上端の高さが地上から15メートル（商業地域内特定大規模集客施設の敷地内に表示され、又は設置されるものにあつては、20メートル）以下であること。</p> <p>(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。</p> <p>(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。</p> <p>(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員</p>

8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。

別表第4（第5条の4関係）

第1種市街地景観地区許可基準

1 簡易広告物 別表第2の1の項に掲げる基準に適合するものであること。

2 建築物利用広告物

- (1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。
 - ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下
 - イ 案内誘導広告物であるもの 5平方メートル以下
- (2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の25以下であること。
- (3) 最上端の高さが地上から21メートル以下であること。
- (4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。
- (5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。
- (6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。
- (7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。
 - ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。
 - イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。

3 建植広告物等

- (1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。
 - ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下
 - イ 案内誘導広告物であるもの 5平方メートル以下
- (2) 最上端の高さが地上から5メートル以下であること。
- (3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。
- (4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。
- (5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。
- (6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。
 - ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。
 - イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。
 - ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。

別表第5（第5条の4関係）

自然景観地区許可基準

1 簡易広告物 別表第2の1の項に掲げる基準に適合するものであること。

2 建築物利用広告物

- (1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。
 - ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下
 - イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下

- ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下
- (2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の15以下であること。
- (3) 最上端の高さが地上から15メートル以下であること。
- (4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。
- (5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。
- (6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。
- (7) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。
 - ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。
 - イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。

3 建植広告物等

- (1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。
 - ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 10平方メートル以下
 - イ 案内誘導広告物であるもの 3.5平方メートル以下
 - ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下
- (2) 最上端の高さが地上から3メートル以下であること。
- (3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。
- (4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。
- (5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道路上に表示し、又は設置するものでないこと。
- (6) 案内誘導広告物であるものにあつては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。
 - ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。
 - イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。
 - ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。

別表第6（第5条の4関係）

農山漁村景観地区許可基準

- 1 簡易広告物 別表第2の1の項に掲げる基準に適合するものであること。
- 2 建築物利用広告物

- (1) 表示面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。
 - ア 自家用広告物又は公共目的の広告物であるもの 30平方メートル以下
 - イ 案内誘導広告物であるもの 7平方メートル以下
 - ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下
- (2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の20以下であること。
- (3) 最上端の高さが地上から21メートル以下であること。
- (4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。
- (5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の1以下であること。

- (6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。
- (7) 案内誘導広告物であるものについては、(1)から(6)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。
 - ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。
 - イ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。

3 建植広告物等

- (1) 表示面の最大投影面積が、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。
 - ア 自家用広告物又は公共目的広告物であるもの 15平方メートル以下
 - イ 案内誘導広告物であるもの 7平方メートル以下
 - ウ 電光表示広告物であるもの ア及びイにかかわらず、2平方メートル以下
- (2) 最上端の高さが、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める基準に適合するものであること。
 - ア 自家用広告物又は公共目的広告物であるもの 地上から7.5メートル以下
 - イ 案内誘導広告物であるもの 地上から5メートル以下
- (3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。
- (4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。
- (5) 道路を横断するものについては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道上に表示し、又は設置するものでないこと。
- (6) 案内誘導広告物であるものについては、(1)から(5)までに掲げるもののほか、次の基準に適合するものであること。
 - ア 案内誘導の対象となる観光地等からの距離が10キロメートル以内であること。
 - イ 同一の観光地等に係る案内誘導広告物（建植広告物等であるものに限る。）からの距離が100メートル以上であること。
 - ウ 案内誘導建築物利用広告物等の合計数が6以内であること。

別表第7（第5条の4関係）

第2種市街地景観地区許可基準

- 1 簡易広告物 別表第3の1の項第2種特別市街地景観地区及び第3種特別市街地景観地区の目に掲げる基準（以下「第2種・第3種特別市街地景観地区基準」という。）に適合するものであること。

2 建築物利用広告物

- (1) 表示面積が50平方メートル以下であること。
- (2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の100分の25以下であること。
- (3) 最上端の高さが地上から48メートル以下であること。
- (4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。
- (5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の2以下であること。
- (6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。

3 建植広告物等

- (1) 表示面の最大投影面積が20平方メートル以下であること。
- (2) 最上端の高さが地上から10メートル以下であること。
- (3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。
- (4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。

(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道上に表示し、又は設置するものでないこと。

別表第7の次に次の3表を加える。

別表第8(第5条の4関係)

第3種市街地景観地区許可基準

- 1 簡易広告物 第2種・第3種特別市街地景観地区基準に適合するものであること。
- 2 建築物利用広告物

(1) 表示面積が300平方メートル(商業地域内特定大規模集客施設に係るものにあつては、400平方メートル)以下であること。

(2) 各表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該建築物利用広告物に係る建築物の投影面積の10分の30以下であること。

(3) 最上端の高さが地上から51メートル以下であること。

(4) 壁面からの出幅が2メートル以下であること。

(5) 屋上面からの高さが地上から屋上面までの高さの3分の2以下であること。

(6) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。

- 3 建植広告物等

(1) 表示面の最大投影面積が30平方メートル以下であること。

(2) 最上端の高さが地上から15メートル(商業地域内特定大規模集客施設の敷地内に表示され、又は設置されるものにあつては、20メートル)以下であること。

(3) 相互間の距離が0.2メートル以上であること。

(4) 踏切等からの距離が10メートル以上であること。ただし、自家用広告物であるものについては、この限りでない。

(5) 道路を横断するものにあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、国道、県道又は幅員8メートル以上の市町村道上に表示し、又は設置するものでないこと。

別表第9(第5条の4関係)

2	1.2
3	1.3
4	1.4
5以上	1.5

別表第10(第6条関係)

適用除外基準

区 分	基 準
条例第7条第1項第3号の規則で定める基準	第5条の4に規定する基準に適合するものであること。
条例第7条第1項第5号の規則で定める基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該施設又は物件(以下この項において「施設等」という。)の寄贈者の氏名、名称等を表示するものであること。 2 表示面における投影面積が当該表示面の表示方向から見た当該施設等の投影面積の10分の1以下であり、かつ、0.5平方メートル以下であること。 3 表示箇所が1施設等につき1か所であること。 4 蛍光塗料を使用しないものであること。
条例第7条第1項第7号の規則で定める基準	1 住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積の合計が10

	<p>平方メートル（2に掲げる物件に表示され、又は設置されるものにあつては、2平方メートル）以下であること。</p> <p>2 条例第5条第1項各号に掲げる物件に表示され、又は設置されるものにあつては、同項第5号又は第10号から第12号までに掲げる物件（同号に規定する景観重要樹木を除く。）に表示し、又は設置するものであること。</p>
条例第7条第1項第8号の規則で定める基準	<p>1 表示面積が2平方メートル以下であること。</p> <p>2 条例第5条第1項各号に掲げる物件に表示され、又は設置されるものにあつては、1に掲げるもののほか、同項第5号又は第10号から第12号までに掲げる物件（同号に規定する景観重要樹木を除く。）に表示し、又は設置するものであること。</p>
条例第7条第2項第1号の規則で定める基準	周囲の景観に調和した絵画、写真等を表示するものであること。
条例第7条第2項第5号の規則で定める基準	<p>1 はり紙により表示するものであること。</p> <p>2 表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>3 表示の期間が1月以内であること。</p>
条例第7条第2項第6号の規則で定める基準	<p>1 表示面積が0.25平方メートル以下であること。</p> <p>2 同一種類のはり紙の周囲1メートル以内に表示されないこと。</p>

改正前	改正後																		
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋外広告物条例第4条第2項（第5条第3項、第6条第1項）の規定による屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の表示（設置）の許可を申請します。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第1号の2（第2条の2関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>屋外広告物条例第4条第3項（第5条第4項、第6条第2項）の規定に基づき、屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の表示（設置）について次のとおり届け出ます。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	[略]	屋外広告物条例第4条第2項（第5条第3項、第6条第1項）の規定による屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の表示（設置）の許可を申請します。		[略]		[略]	屋外広告物条例第4条第3項（第5条第4項、第6条第2項）の規定に基づき、屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の表示（設置）について次のとおり届け出ます。	[略]	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">屋外広告物条例第5条第3項（第6条第1項）の規定による屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の表示（設置）の許可を申請します。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第1号の2（第2条の2関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>屋外広告物条例第5条第4項（第6条第3項）の規定に基づく屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の表示（設置）について次のとおり届け出ます。</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	[略]	屋外広告物条例第5条第3項（第6条第1項）の規定による屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の表示（設置）の許可を申請します。		[略]		[略]	屋外広告物条例第5条第4項（第6条第3項）の規定に基づく屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の表示（設置）について次のとおり届け出ます。	[略]
[略]	[略]																		
屋外広告物条例第4条第2項（第5条第3項、第6条第1項）の規定による屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の表示（設置）の許可を申請します。																			
[略]																			
[略]																			
屋外広告物条例第4条第3項（第5条第4項、第6条第2項）の規定に基づき、屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の表示（設置）について次のとおり届け出ます。																			
[略]																			
[略]	[略]																		
屋外広告物条例第5条第3項（第6条第1項）の規定による屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の表示（設置）の許可を申請します。																			
[略]																			
[略]																			
屋外広告物条例第5条第4項（第6条第3項）の規定に基づく屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の表示（設置）について次のとおり届け出ます。																			
[略]																			
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

附 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。